

平成24年5月14日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校非常勤教職員及び公立学校臨時的任用教職員の休暇等の改正に
ついて（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部が改正されたことに伴い、これに準じて、公立学校非常勤教職員及び公立学校臨時的任用教職員の休暇制度を改正するとともに、その他所要の改正を下記のとおり行いましたので、通知します。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

主な改正内容

1 非常勤教職員・臨時的任用教職員共通（特別休暇関係）

特別休暇について、次のとおり改正する。

- (1) 「風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難」を、「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難」とする。
- (2) 「風水害震火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避」を、「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避」とする。
- (3) 「風水害震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊」を次のとおりとする。

地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2 公立学校非常勤教職員関係

年次有給休暇の付与日数にかかる任用期間の計算の取扱いについて、臨時的任用教職員と同様に民法第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうことを要綱上、明らかにした。

3 公立学校臨時的任用教職員関係

特別休暇の表外（注）記載の労働基準法その他の法令に定めのある休暇を取得した日等における給与等の取扱いについては、当該法令のほか別に定めがある場合を除き、給与等の支払はしないことを要綱上、明らかにした。

（※公立学校非常勤教職員取扱要綱については、労働基準法に定めのある休暇のみであり、特に追記はしないが、取扱いとしては同様）

<労働基準法その他法令に定めのある主な休暇>

◎労働基準法

- ・第 65 条（産前産後） ・第 67 条（育児時間）

◎育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

- ・第 61 条第 12 項において読み替えて準用する同条第 8 項から 10 項までの規定による（子の看護休暇）
- ・第 61 条第 17 項において読み替えて準用する同条第 13 項から 15 項までの規定による（短期介護休暇）

（改正理由）

学校現場においては、現在の公立学校臨時的任用教職員取扱要綱の施行以降、これまで、特別休暇の表外で認めている労働基準法その他の法令に定めのある休暇について、その取得をした日の給与等の取扱いに関して明確に示したものはなかった。そのため、学校現場からの問い合わせに対する暫定的な回答や特別休暇の欄に記載があることなどを根拠として、これらの休暇を有給として扱っている所属も一部にみられる状況である。

しかし、財政的な負担を伴う有給の休暇は、本来要綱に明記された種類に限定されるべきであり、それ以外の休暇を有給とすることは適切ではなく、県民の理解も得られないものとする。

そこで、今後、これらの休暇の取扱いについて混乱をさけるため、要綱上、無給の扱いとすることを明らかにしようとするものである。

4 施行期日

平成 24 年 5 月 14 日

公立学校非常勤教職員取扱要綱

第1 目的

この要綱は、高知県教育委員会が任用する公立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。）の非常勤教職員の任用、報酬、勤務時間その他の取扱いを明確にし、人事管理の適正を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において非常勤教職員とは、公立学校において、次の各号のいずれかに該当する職で別表に掲げるものに任用した職員をいう。
 - (1) 1月の勤務日数が16日以内で差し支えないと認められる職
 - (2) 勤務時間が定数内職員の4分の3以内で差し支えないと認められる職
 - (3) 前2号のほか、勤務の場所及び職務の実態からみて非常勤とすることが適当と認められる職
- 2 この要綱において市町村とは、市町村及び市町村の学校組合をいう。

第3 任用

1 任用期間

非常勤教職員の任用期間は、1会計年度内で高知県教育委員会が定める。
ただし、更新することができる。

2 任用手続

- (1) 非常勤教職員の任用の手続は、所管する校種に応じて小中学校課長、高等学校課長又は特別支援教育課長（以下「人事主管課長」という。）が行うものとする。
- (2) 専任時間講師の任用
専任時間講師を任用しようとする場合には、市町村教育長又は県立学校長は、任用の必要性を証する書類を人事主管課長に提出するものとする。
ただし、その必要性を把握済みであること等により人事主管課長が必要ないと判断する場合には、提出を省略することができる。
- (3) 専任時間講師以外の非常勤教職員の任用
県立学校において専任時間講師以外の非常勤教職員の任用しようとする場合には、校長は原則として任用開始希望日の5日前までに、下記ア又はイの書類を人事主管課長に提出するものとする。

ア 新たに任用する場合

申請書（別紙様式第1号）	1部
履歴書（別紙様式第2号）	1部
任用調書（別紙様式第3号）	1部

イ 任用期間を更新する場合

申請書（別紙様式第1号）	1部
--------------	----

3 任用の決定

- (1) 任用（任用期間の更新を含む。）が決定したときは、小中学校課長又は県立学校長は、人事異動通知書及び勤務条件説明書（別紙様式第4号）を速やかに任用する非常勤教職員に交付するものとする。
- (2) 非常勤教職員の勤務の開始に当たって、小中学校課長又は県立学校長は、「非常勤教職員の勤務の心得」（別紙様式第5号）の記載内容を説明し、趣旨を徹底したうえ

で記名押印させ、その写しを非常勤教職員に交付するものとする。

第4 報酬

1 報酬の額

非常勤教職員の報酬の額は、予算の範囲内で別に定める。

2 報酬の額の期間単位

非常勤教職員の報酬の額を月額、日額又は時間額とするに当たっては、おおむね次の区分による。

(1) 月額とする場合

1月を通じ勤務日数又は時間数が比較的多く、かつ、一定しており、その業務が比較的長期間にわたる場合であって、月額を単位とすることが適当であるもの

(2) 日額とする場合

勤務が主として日を単位として行われる場合であって、月間の勤務日数が一定しない等、日額とすることが適当であるもの

(3) 時間額とする場合

勤務が講義を行う等主として時間単位に区分される場合であって、時間額とすることが適当であるもの

3 報酬の支給日

非常勤教職員の報酬の支給日は、別に定めるものを除き、次に定めるところによる。

(1) 通常月

ア 報酬

(ア) 当該月の末日に支給（末日が閉庁日の場合は、当該月の最終の開庁日）

(イ) 支給額の変更を必要とする場合は、原則として当該月分で調整

(ウ) 事務処理上、これによりがたい場合は、翌月支給分で精算

イ 加算報酬

所定勤務時間外の勤務等勤務実績に基づくものについては、翌月支給日に精算支給

(2) 退職月（末日以外の退職は(3)による。）及び3月

ア 報酬は上記(1)のアの(ア)と同様

イ 加算報酬は支給額の確定後速やかに精算支給

(3) 月途中の退職

支給額の確定後速やかに精算支給

第5 勤務時間等

1 総勤務時間

非常勤教職員の総勤務時間は、1週間当たり29時間以内とする。

2 勤務時間の割振り

非常勤教職員の勤務時間の割振りは、校長が定めるものとする。

第6 休暇

1 年次有給休暇

(1) 付与日数

ア 4月1日から翌年3月31日までの12月の間に非常勤教職員に与えることのできる年次有給休暇は、週所定勤務日数又は1年間の所定勤務日数の区分に応じ、表1に定める日数とする。ただし、任用期間が12月未満となる職員については、当

該任用期間に応じて表 2 に定めるところによる。

○表 1

週 所 定 勤務日数	1 年間の所 定勤務日数	勤 続 年 数						
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 以上
5 日以上	217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48～ 72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

※非常勤教職員が異なる複数の職に従事する場合は、それぞれの職の勤務日数を合算してこの表を適用する。（表 2 について同じ。）

○表 2

週 所 定 勤務日数	1 年間の所 定勤務日数	任 用 期 間											
		12 月	11 月	10 月	9 月	8 月	7 月	6 月	5 月	4 月	3 月	2 月	1 月
5 日以上	217 日以上	10 日	9 日	8 日	8 日	7 日	6 日	5 日	4 日	3 日	3 日	2 日	1 日
4 日	169～216 日	7 日	6 日	6 日	5 日	5 日	4 日	4 日	3 日	2 日	2 日	1 日	1 日
3 日	121～168 日	5 日	5 日	4 日	4 日	3 日	3 日	3 日	2 日	2 日	1 日	1 日	0 日
2 日	73～120 日	3 日	3 日	3 日	2 日	2 日	2 日	2 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日
1 日	48～ 72 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日

※任用期間の 1 月に満たない端数については、15 日をもって 1 月として計算する。また、任用期間が更新された場合は、更新前後の任用期間を通算してこの表を適用する。

期間の計算については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

イ 上記表 1 における勤続年数の算定においては、非常勤教職員が高知県公立学校の非常勤教職員又は臨時的任用教職員としてその年度内に継続して 6 月を超える期間勤務した場合は、その年度内については 1 年間勤務したとみなし、これを通算するものとする。

なお、任用期間に 1 月以上の中断期間がある場合は、その中断期間以前の任用期間は、これを除算する。

ウ 非常勤教職員が 2 以上の公立学校に勤務する場合には、それぞれの学校の勤務日数の和の日数に基づいて、年次有給休暇を付与するものとする。

なお、本校及び分校並びに県立学校の全日制の課程及び定時制の課程はそれぞれ 1 の学校とする。

エ 年次有給休暇は、非常勤教職員から請求があった場合に 1 日又は 1 時間を単位として付与するものとする。ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

この場合における 1 日とは、その非常勤教職員の 1 週間当たりの勤務時間（専任

時間講師にあっては授業時間数)を1週間当たりの勤務日数(2以上の公立学校に勤務し、1週間の勤務日数の和が5日以上の場合は、5)で除して得た時間数(小数第1位四捨五入)によるものとする。なお、上記の計算により得た時間数の上限は7時間45分とする。

(2) 手続

非常勤教職員の年次有給休暇に係る承認簿の様式については、正式任用の教職員の例による。

(3) 年次有給休暇の繰越し

ア 非常勤教職員の年次有給休暇の翌年度への繰越しは、日、時間及び分を単位として行い、繰り越された休暇は、その年度に限り有効とする。

イ 繰越日数は、上記表1に定める日数を上限とする。

ただし、勤続年数1年目の欄の適用は、非常勤教職員が当該年度末において6月を超えて継続勤務した場合に限り適用する。

(4) 特殊な勤務形態の職に対する年次有給休暇の取扱い

非常勤教職員の勤務形態の特殊性から、週所定勤務日数及び1年間の所定勤務日数のいずれもが不確定な場合には、任用しようとする非常勤の職にかかる前年度の勤務日数を参考として、上記(1)のアの表を適用するものとする。

ただし、非常勤職員の勤務日が、正規任用の教職員の休暇取得を前提とすることなどにより、同表を適用し難い場合は、その取扱いについては人事主管課長から教職員・福利課長に協議するものとする。

2 特別休暇

非常勤教職員の特別休暇については、次表に定めるところによる。

原 因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等(地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。) ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）	そのつど必要と認める場合において、1日（正式任用の教職員の例による。）
忌引	正式任用の教職員の例による。

（注）本表に掲げるもののほか、労働基準法（昭和23年法律第49号）に定めのある休暇については、労働基準法の定めるところによる。

3 看護休暇（無給）

非常勤教職員の看護休暇については、次に定めるところによる。

（1）付与条件

ア 非常勤教職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷若しくは疾病等の事由により看護を必要とする場合（疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けることを必要とする場合を含む。）において、非常勤教職員が勤務しないことが相当であると認められる場合

イ 非常勤教職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由による看護を必要とする場合において、非常勤教職員以外に看護者がいないと認められるとき

ウ （2）のアの表に定める時間数の承認を受けた後、非常勤教職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合（小学校就学の始期に達するまでの子が疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けることを必要とする場合を含む。）において、非常勤教職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とし、かつ、非常勤教職員が現にその子の看護又は世話をする場合にあっては、この限りではない

（2）付与日数

ア （1）のア並びにイの付与日数は、次の表に定める時間数とする。（ただし、看護休暇のアにあっては、小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては表に示した時間数に2を乗じた時間数とする。）

週所定勤務時間	任用期間			
	12月～10月	9月～7月	6月～4月	3月以下
29時間以上	38時間45分	30時間	20時間	10時間
20～29時間未満	30時間	20時間	15時間	5時間
10～20時間未満	15時間	15時間	10時間	5時間
10時間未満	5時間	5時間	5時間	0時間

イ (1)のウの付与日数は、次の表に定める時間数とする。

週所定勤務 時 間	任 用 期 間			
	12月～10月	9月～7月	6月～4月	3月以下
29時間以上	15時間30分	12時間	8時間	4時間
20～29時間未満	12時間	8時間	6時間	2時間
10～20時間未満	6時間	6時間	4時間	2時間
10時間未満	2時間	2時間	2時間	0時間

(3) 報酬

報酬については無給とし、当該看護休暇を取得した場合の報酬の計算方法は下記のとおりとする。

当該月の報酬額 － (1時間当たりの単価 × 当該月の看護休暇の時間数)

※ 1時間当たりの単価の算出例 (円未満四捨五入)

① 月 16 日勤務、月額の場合

$$\frac{\text{月額}}{16\text{日} \times 7.75\text{時間}}$$

② 日額の場合

$$\frac{\text{日額}}{7.75\text{時間}}$$

③ 週 29 時間勤務、月額の場合

$$\frac{\text{月額} \times 12\text{月}}{29\text{時間} \times 52\text{週}}$$

4 短期介護休暇 (無給)

非常勤教職員の短期看護休暇については、次に定めるところによる。

(1) 付与条件

短期の介護 (次に掲げる世話を行う非常勤教職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合)

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

(2) 付与日数

3 看護休暇の(2)の表に定める時間数とする。(ただし、要介護者が2人以上の場合にあっては表に示した時間数に2を乗じた時間数とする。)

(3) 報酬

報酬については無給とし、当該看護休暇を取得した場合の報酬の計算方法に準じる。

第7 休暇以外の服務

非常勤教職員の服務 (第6に定めるものを除く。) は、原則として、常勤の臨時的任用教職員に準じて取扱う。

第8 分限及び懲戒

非常勤教職員の分限及び懲戒は、原則として、常勤の臨時的任用教職員に準じて取扱う。

第9 公務災害補償

非常勤教職員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び次表に定めるところによる。

非常勤職員の公務災害の場合の取扱い

非常勤職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、勤務できないこととなった場合は、次に定めるところにより報償費を支給する。

記

1 支給対象者

負傷又は疾病が、関係法令に基づき公務災害（労働災害）であると認定された者

【関係法令】

- ・ 地方公務員災害補償法に基づく条例
（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- ・ 労働者災害補償保険法

2 支給開始日

関係法令に基づく休業補償給付が行われることとなる日

労働者災害補償保険法適用の者にあつては、休業した日から3日間の報酬等は県教委においてその全額を支給する。

3 支給額等

支給する額は、公務災害（労働災害）と認定された者の1日当たりの報酬等の20パーセントに相当する額（円未満切り捨て）とし、報償費をもって支給する。

第10 その他

- 1 この要綱に定める取扱いにより難い事情がある場合は、人事主管課長から教職員・福利課長に協議を行うものとする。
- 2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第11 施行日等

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3の2に規定する非常勤教職員の任用の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行に伴い、「公立学校の非常勤講師（専任時間講師）の年次有給休暇の取扱いについて」（平成6年4月1日付け6教高第65号）は、廃止する。

（附 則）

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（附 則）

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお、

従前の例による。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

別表

非 常 勤 教 職 員 の 区 分

職 の 種 類		勤 務 箇 所
専任時間講師		市町村立学校、県立学校
通信添削指導員		県立高等学校
医師講師等（県職員を除く。）		県立高等学校
パ ー ト	給食調理（調理補助を含む。）	県立学校
	母体保護軽減	県立の特別支援学校
	介助（スクールバス、用便等）	県立の特別支援学校
	警備（勤務時間終了後）	県立学校
	図書館事務補助	県立学校
	その他パート	県立学校
臨時連絡員（宿日直代替）		県立学校
ビニールハウス管理等		県立高等学校
給食調理代替		県立学校
寄宿舎指導員		県立の特別支援学校

公立学校臨時的任用教職員取扱要綱

第1 目的

この要綱は、高知県教育委員会が任用する公立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。）の臨時的任用教職員の任用、給与、服務その他の取扱いを明確にし、人事管理の適正を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において臨時的任用教職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休代替法」という。）第3条第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号の規定により任用した常勤の教職員をいう。
- 2 この要綱において市町村とは、市町村及び市町村の学校組合をいう。

第3 任用

- 1 臨時的任用教職員の任用を行うことができる場合
高知県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の範囲内で臨時的任用教職員を任用することができる。
 - (1) 職員の休職、停職、分べん休暇、育児休業、病気休暇又は長期研修により、当該学校の職員の職務を補助させる場合
 - (2) 職員を一時的に市町村等へ派遣するために、当該学校の職員の職務を補助させる場合
 - (3) 年度途中で職員が死亡し、又は退職したため、これを補充する場合
 - (4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第6条及び第10条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第7条及び第15条の規定による教職員定数が翌年度に減少する場合において、減少する定数の範囲内で真にやむを得ない事情により臨時的任用教職員を配置する必要があるとき。
 - (5) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に従事させる場合
 - (6) その他やむを得ない理由により、正式任用の教職員を配置できない場合
- 2 任用期間
臨時的任用教職員の任用期間は、1会計年度内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 地公法第22条第2項の規定により任用する場合
人事委員会の承認を受けて6月を超えない期間（必要がある場合は、人事委員会の承認を受けて更に6月を超えない期間で更新することができる。）
 - (2) 産休代替法第3条第1項の規定により任用する場合
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第1項の表の12の項に規定する期間
 - (3) 育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用する場合
育児休業法第2条第1項に規定する期間のうち1年を超えない期間

3 職名等

臨時的任用教職員の職名等は、次のとおりとする。

職 名		配 属 先		任用にあたっての要件
		市町村立 小中学校	県立学校	
期限付職員	講 師	○	○	産休代替法第3条第1項及び育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用された場合に限る。
	学 校 栄 養 職 員	○	○	
	事 務 職 員			
	実 習 助 手		○	
	寄 宿 舎 指 導 員			
賃金職員	臨 時 職 員	○	○	

※県立学校には、高知市立商業高等学校の定時制及び高知市立養護学校を含む。

4 任用手続

- (1) 臨時的任用教職員の任用の手続は、所管する校種に応じて小中学校課長、高等学校課長又は特別支援教育課長（以下「人事主管課長」という。）が行うものとする。

- (2) 教員の臨時的任用の場合

教員の臨時的任用をしようとする場合には、市町村教育長又は県立学校長は、臨時的任用の必要性を証する書類を人事主管課長に提出するものとする。

ただし、その必要性を把握済みであること等により人事主管課長が必要ないと判断する場合には、提出を省略することができる。

- (3) 教員以外の職の臨時的任用の場合

ア 市町村立小中学校の場合

市町村立小中学校において教員以外の職へ臨時的任用をしようとする場合には、小中学校課長は、任用しようとする者から直接又は市町村教育長を経由して、履歴書（別紙様式第2号）、健康診断書等の必要書類を提出させ、それらの書類に基づいて任用の手続を行うものとする。

イ 県立学校の場合

県立学校において教員以外の職へ臨時的任用をしようとする場合には、校長は原則として任用開始希望日の5日前までに、下記(7)又は(4)の書類を人事主管課長に提出するものとする。

- (7) 新たに臨時的任用教職員として任用する場合

申 請 書（別紙様式第1号） 1部

履 歴 書（別紙様式第2号） 1部

任用調書（別紙様式第3号） 1部

※任用調書は、2月を超えて任用する場合（更新で2月を超える場合を含む。）に提出すること。

- (4) 臨時的任用教職員の任用期間を更新する場合

申 請 書（別紙様式第1号） 1部

5 任用の決定

- (1) 任用（任用期間の更新を含む。）が決定したときは、小中学校課長又は県立学校長は、人事異動通知書及び勤務条件説明書（別紙様式第4号）を速やかに臨時的任用教職員に交付するものとする。

- (2) 臨時的任用教職員の勤務の開始に当たって、小中学校課長又は県立学校長は、「臨

時的任用教職員の勤務の心得」(別紙様式第5号)の記載内容を説明し、趣旨を徹底したうえで記名押印させ、その写しを当該臨時的任用教職員に交付するものとする。

第4 正式任用との関係

臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えられるものではない。

第5 給与等

1 給料等支給対象者(期限付職員)

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の適用を受ける職員の例により給与を支給する。ただし、管理職手当及び初任給調整手当は支給せず、昇給は行わない。

2 賃金支給対象者(賃金職員)

臨時的任用教職員のうち、賃金職員に対しては、定数外職員取扱要綱(昭和31年10月15日付け31人第254号 総務部長通知)の適用を受ける職員の例により賃金等を支給する。

第6 退職手当

臨時的任用教職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の規定を適用する。

第7 旅費

臨時的任用教職員の旅費は、正式任用の教職員に準じて支給する。

第8 服務

1 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)は、講師、実習助手及び寄宿舍指導員たる臨時的任用教職員に適用又は準用される。

2 地公法第3章第6節(服務)の規定は、いずれも臨時的任用教職員に適用される。

3 臨時的任用教職員の任用期間が更新された場合における地公法第31条及び第38条の規定並びに教特法第17条の規定の適用については、更新された任用期間の前後を通じ引き続き勤務したものとみなす。

4 臨時的任用教職員の勤務時間及び休日の取扱いは、正式任用の教職員に準じる。

5 臨時的任用教職員の休暇は、次のとおりとする。

(1) 年次有給休暇

臨時的任用期間の月数(1月に満たない日数は、15日以上を1月として取扱う。)に1.6を乗じて得た数(1未満の端数は1に切り上げる。)に相当する日数とする。

※1 期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で日数を算出し、既に取得した年次有給休暇がある場合は、その日数を差し引いた日数を付与する。

(2) 病気休暇

臨時的任用教職員のうち、期限付職員に対しては、病気休暇を与えることができる。病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、日数は、任用期間に応じて次表に定めるとおりとする。

任用期間	～ 2月	2月1日 ～ 4月	4月1日 ～ 6月	6月1日 ～ 8月	8月1日 ～ 10月	10月1日 ～ 12月

病気休暇日数	1	2	3	4	5	6
--------	---	---	---	---	---	---

※1 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定める「暦による期間の計算」の例にならうものとする。

※2 任用期間の延長があった場合は、延長された期間を含む総期間で上表に基づいて日数を算出し、既に取得した病気休暇がある場合には、その日数を差し引いた日数を付与する。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

夏期特別休暇の日数は、7月1日から9月30日までの3箇月間における任用期間（日数）に応じて次表に定めるとおりとし、7月1日から9月30日の間において職員から請求があった場合に1日又は4時間を単位として承認するものとする。

任用期間	1日 ～ 4日	5日 ～ 13日	14日 ～ 22日	23日 ～ 31日	32日 ～ 40日	41日 ～ 49日	50日 ～ 58日	59日 ～ 67日	68日 ～ 76日	77日 ～ 85日	86日 以上
特別休暇日数	0	4:00	1日	1日 4:00	2日	2日 4:00	3日	3日 4:00	4日	4日 4:00	5日

イ その他の特別休暇

次表に定めるところによる。

原因	承認を与える期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難	そのつど必要と認める時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避	同上
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。） ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲でそのつど必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利行使	同上
女性職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えないものとする。

骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）	そのつど必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）	そのつど必要と認める場合において、1日（正式任用の教職員の例による。）
忌引	正式任用の教職員の例による。

（注）本表に掲げるもののほか、労働基準法（昭和23年法律第49号）その他の法令に定めのある休暇については、当該法令の定めるところによる。

この場合において、これらの休暇を取得した日等については、当該法令のほか別に定めのある場合を除き、給与等の支払はしない。

6 服務に関する事務手続

臨時的任用教職員の服務に関する事務手続は、正式任用の教職員に準じ取扱う。

第9 分限及び懲戒

臨時的任用教職員の分限及び懲戒については、次の各号に掲げるものを除き、正式任用の教職員の例による。

- (1) 地公法第27条第2項及び第28条第1項から第3項までの規定
- (2) 地公法第49条の規定及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

第10 福利厚生

1 公務災害補償

臨時的任用教職員の公務上の災害又は通勤による災害については、期限付職員については地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を、賃金職員については労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）をそれぞれ適用する。

2 健康診断

臨時的任用教職員の健康診断は、正式任用の教職員に準じて行う。

ただし、成人病予防精密検査（人間ドック）については、この限りでない。

第11 その他

- 1 この要綱に定める取扱いにより難い事情がある場合は、人事主管課長から教職員・福利課長に協議を行うものとする。
- 2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第12 施行日等

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3の4に規定する臨時的任用教職員の任用の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行に伴い、「臨時的任用職員の採用手続について」（昭和50年6月14日付け50教高第382号）、「臨時的任用教職員の身分、給与、勤務時間その他の勤務条件等の取扱要綱」（昭和53年9月9日施行）及び「職員の任用手続について」（昭和56年7月23日付け56教高第468号）は、廃止する。

（附 則）

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前から同日以後まで引き続く特別休暇の期間については、なお従前の例による。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

労働基準法その他の法令に定めのある休暇を取得した場合の取扱いについて

○労基法その他の法令に定めのある休暇を取得した日については、出勤簿上、無給の休暇であることが判るような記載とする。

例：無給休暇 2 h

○休暇取得については、日単位（育児時間休暇を除く）を基本とするが、正職員が時間単位での取得を認められている休暇については、正職員に準じて取扱うことも可能とする。

○休暇を取得した日（時間）については、公立学校臨時的任用教職員取扱要綱第5 給与等に基づき減額処理を行う。

（参考：給与等支給対象者（期限付職員）の場合）

【減額すべき額＝勤務1時間あたりの給与額×勤務しなかった時間】

勤務1時間あたりの給与額

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の月額に対する調整手当の月額}) \times 12 \text{ 月}}{1 \text{ 週間あたりの勤務時間 (38.75 時間)} \times 52 \text{ (週)} - ※人事委員会で定める時間}$$

※勤務時間が一般的に割り振られる月曜日から金曜日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数（平成24年度においては15日）×7時間45分

（問い合わせ先 教職員・福利課 給与担当 088-821-4906）

○市町村（学校組合）立学校に勤務する職員においては、通常の月例報告では給与の減額処理ができないため、取得した際は速やかに小中学校課総務担当に無給休暇の取得状況を電話で連絡した後、別紙により報告すること。

（問い合わせ先 小中学校課 総務担当 088-821-4735）

平成 年 月 日

小中学校課長 様

学校長 印

所属コード ()

無給休暇取得の報告について

下記のとおり、職員が無給休暇を取得しましたので、報告します。

記

1. 職名

氏名

職員番号

2. 無給休暇の内容

3. 無給休暇の期間

平成 年 月 日～ 年 月 日 (時間 分)

4. 添付書類

- ・ 出勤簿写
- ・ 休暇届承認簿写